

橋本周辺広域市町村圏組合職員定数条例

平成 21 年 12 月 25 日

条 例 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項に規定する職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 13 名
- (2) 議会の事務部局の職員 2 名
- (3) 監査委員の事務部局の職員 2 名

2 前項第 2 号並びに第 3 号の職員は、第 1 号の職員が兼ねることができる。

(職員の定数の配分)

第 3 条 前条に掲げる機関別の定数の当該機関内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。